

令和5・6年度適用 建設コンサルタント業務等入札参加資格審査
よくある質問

《社会保険料等関係》

問1 社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）納入確認書（証明書）で証明を受ける期間について「申請日の属する月のおおむね前々月までの2年間について」とあるが、年金事務所から『1月時点では「令和4年11月までの2年間」の証明しか出せない』と言われた。どうすればよいか。

答1 申請書を作成した時点で証明の受けられる最新の月までの2年間について証明を受けてください。例えば、12月分の保険料の納入日が1月末日のため、1月中は令和4年11月末までの2年間しか証明が受けられないとすれば、それでもかまいません。

問2 社会保険料の納入状況の証明書類として「納入確認書」と「納入証明書」の2種類があるが、どちらがよいか。

答2 申請日の属する月のおおむね前々月までの2年間について未納がないことが確認できれば、いずれでもかまいません。

問3 労働局から、『年度ごとに未納の証明をすることはできない』と言われたが、どうすればよいか。

答3 「申請日の属する年度及びその前年度の2年間」について未納がないことが確認できればよいので、現在、一切未納がないことの証明を受けてください。

問4 雇用保険料に未納がないこと証明するには、「労働保険料・一般拠出金納付済証明書」でよいのか。あるいは、労災保険についても証明を受ける必要があるのか。

答4 「労働保険」とは「労災保険」と「雇用保険」の2つを総称した言葉です。そのため、労働保険料・一般拠出金納付済証明書で雇用保険料に未納がないことを確認することができます。また、雇用保険料に未納がないことが確認できればよいので、労災保険について証明を受ける必要はありません。

問5 個人事業主であり、国民健康保険・国民年金保険料を納付しているが、どのような証明書類を提出する必要があるか。

答5 個人事業主で、常時雇用している人が5人未満の場合は、社会保険加入の適用除外であり、これらについて未納がないことの証明を受ける必要はありません。ただし、常時雇用している人が5人以上いる場合は、社会保険加入の適用事務所となり、本来加入すべき社会保険に加入していないこととなるため、入札参加資格審査申請ができません。

《その他共通書類関係》

問6 登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」と「現在事項全部証明書」のいずれがよいか。

答6 いずれでもかまいません。

問7 貸借対照表や損益計算書等の財務諸表は、各業務の現況報告書等にも添付してあるので省略してかまわないか。

答7 各業務の現況報告書等に添付している書類は、次のとおり省略することができます。申請者が会社法等に準拠して作成した財務諸表については省略しないでください。

(省略可能な書類)

測量業務…申請者が法人であって、令和2年4月1日以降に作成・提出した「測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類」において「財務に関する事項を記載した一覧表(財務事項一覧表)」を作成している場合には、貸借対照表及び損益計算書を省略することができます。

土木関係建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・地質調査業務…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表を省略することができます(「財務状況一覧表」については省略できません。)

問8 12月に他の申請で納税証明書の写しを提出し、その原本が手元に残っているが、これを提出してもよいか。

答8 「申請日前おおむね1か月以内に発行されたもの」を提出してください。それより前に発行されたものでは認め難いので、再度証明書の発行を受けてください。

《各業務関連書類全般》

問9 各業務の事業年度ごとの現況報告書等(測量法第55条の8第1項に基づく書類、現況報告書等)にはそれぞれ財務諸表が添付されている。いずれか一つに財務諸表を添付すれば、ほかの現況報告書等には添付しなくてもよいか。また、共通書類の財務諸表は省略してもよいか。

答9 問7参照。

問10 登録を受けてから日が浅く、2年分の現況報告書等を提出できないが、どうすればよいか。

答10 2営業年度以上の営業がない場合は、1年分の現況報告書等でもかまいません。ま

た、登録を受けてから1営業年度以上の営業がない場合は、提出しなくてもかまいませんが、いずれの場合でも、審査基準日の直前2営業年度内に実績高があることが求められるのは変わりません。

現況報告書により申請部門に係る実績を確認できない場合は、業務実績の記載された当初の登録申請書の写しを添付してください。また、登録申請書に申請部門に係る実績高がないものの、登録を受ける前に実績高がある場合は、契約書や業務内容が分かる書類の提出を求めることがあります。

問 11 現況報告書等を提出したばかりで、提出先の確認印の押印してある控え書類が手元にまだ届かないが、どうすればよいか。

答 11 ひとまず、確認印のないものでもかまいませんので申請書を提出してください。後ほど確認印を受けた控え書類が手元に届いたら、その写しを追送してください。

《測量業務関係》

問 12 「営業所の登録状況を確認することができる登録申請書、変更登録申請書等の写し」とは、何を指すのか。

答 12 「測量業者登録通知書」や「測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類」では申請者の営業所登録状況を確認することができません。特に、本社とは別に受任者を設定する場合は、測量法に基づく営業所の登録状況を確認するため、登録申請書又は変更登録申請書等の写しを添付してください。

問 13 測量士（測量士補）の証明書類は「測量士（測量士補）登録証明書」でもよいか。

答 13 「測量士（測量士補）登録証明書」では、測量士の所属事業所を確認することができないので、必ず「測量士（測量士補）名簿記載事項証明書」の写しを提出してください。

問 14 12月に他の申請のため「測量士（測量士補）名簿記載事項証明書」を取得し、原本がまだ手元に残っているが、これの写しを提出してもよいか。

答 14 「申請日前おおむね1か月以内に発行されたもの」を提出してください。それより前に発行されたものでは認め難いので、再度証明書の発行を受けてください。再度証明書の発行を受けるのに時間がかかり、受付期間内に証明書を手に入れない場合は、その旨を書き添えて現時点で手元にある証明書の写しを提出し、証明書の発行を受け次第、新しい証明書の写しを2月中に提出してください。